

会議の経過

開議 午前10時00分

令和7年6月12日（第8日目）

議長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、議案第31号 平泉町都市計画マスタープランの策定に関し議決を求めるについてを議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第31号 平泉町都市計画マスタープランの策定に関し議決を求めるについての補足説明をいたします。

現計画策定から12年が経過し、道の駅平泉の開館や平泉スマートインターチェンジの開通等、本町を取り巻く状況が大きく変化したことから、新たな長期的視点に立った都市計画マスタープランを策定することとし、地方自治法第96条第2項及び平泉町議会基本条例第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるようとするものです。

それでは、計画の内容についてご説明いたします。

議案第31号別冊をお開き願います。

1ページです。

初めに、目的についてです。

先ほど申しました平泉スマートインターチェンジの開通等、町を取り巻く状況が大きく変化してきていることから、第6次平泉町総合計画に位置づけられた本町の将来像「輝きつむぐ理

想郷－いにしえの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち－」の実現に向けて、上位関連計画の位置づけを勘案し、町民とともにまちのあるべき姿を考え、地域の特性、歴史的環境を活かした個性豊かなまちをつくるため、長期的都市計画まちづくりの指針となることを目的としております。

2ページです。

計画の役割ですが、本計画は、都市計画を進める上での最上位計画になります。総合的かつ計画的なまちづくりを進めていくことの指針として、長期的視点に立ったまちの将来像を示し、今後進めるべきまちづくりの基本的な方針などを定めており、町民がまちづくりに対する理解を深めるための役割を有しております。

3ページです。

計画の構成と計画期間ですが、全体構想と地域別構想の2つで構成し、全体構想は、都市の将来目標として、都市づくりの基本目標や将来の都市構造、土地利用の基本方針等を示し、地域別構想では、中心市街地を対象としたまちづくりの方針や重点的なまちづくりの考えを示し、計画期間を令和7年度から令和22年度までの15年間とするものです。

計画の対象区域は、町全体の将来像を定めるに当たり、都市計画区域だけではなく、町内全域を計画区域としております。

4ページから24ページには、当町の立地条件、自然条件等や、上位・関連計画を取りまとめ、当町の社会情勢、年齢別人口構成、産業構造等を整理した上で、町民の意向を把握するため、アンケート調査やワークショップを行った調査結果を記載しております。

25ページです。

先ほどご説明しました現況の整理やアンケート調査等から、本町を取り巻く状況から、本町の課題として、町民生活と両立した歴史的まちなみの維持、町の財産である自然環境の保全、雇用の場の創出・産業の活性化、都市基盤施設の整備・充実、歩道、自転車道の維持・保全、買物や娯楽、通院に不便、平泉スマートインターチェンジ駐車場の広い敷地が活用し切れていない、住民参加を進める取り組みの不足を取りまとめてございます。

26ページです。

先ほどの課題からどのように解決するかを検討し、都市の将来目標を定めております。

基本目標1、みんなで進めるまちづくりとして、本町の誰もが自立、社会参加できるまちづくりを推進してまいります。

基本目標2、悠久の歴史とともに今を生きるまちづくりとして、かけがえのない歴史文化遺産と景観を守り、現代そこで生きている町民が快適に暮らし、訪れた人々が快適に過ごせるまちづくりを目指し、多様な人々が集い、賑わい、交流が生まれるよう推進してまいります。

基本目標3、豊かな自然環境と調和するまちづくりとして、本町固有の自然環境や歴史文化遺産を保全しつつ、安全で快適な都市活動を確保するため、計画的な土地利用と交通体系の実現を推進してまいります。

基本目標4、安全で魅力や活力にあふれるまちづくりとして、子供からお年寄り、障害のあ

るなしに関わらず町民全体が安全・安心・快適に暮らせるように、生活道路、公園、下水道等の生活基盤施設や高齢者対策、コミュニティ活動等に資する施設整備を推進してまいります。

基本目標5、いつまでも住み続けたいまちづくりとして、本町に生まれ育った人や本町に新しく住む人が、生き生きと学び、働き、いつまでも住み続けたくなるような学習、雇用機会の確保と、まちの活性化のための新産業の導入、育成、定着を図るよう推進してまいります。

これらの基本目標実現のため、将来の都市構造として、（1）都市環境の骨格、（2）拠点と連携軸の配置の計画を示しております。

27ページです。

（1）都市環境の骨格として、町固有の自然環境と歴史的文化遺産が、町民の快適な都市生活と調和しながら将来にわたって維持されるよう、自然環境と歴史的文化遺産を骨格としたまちづくりを進めることとしております。

①市街地を囲む山地の自然環境の保全として、本町の市街地を囲む東稻山をはじめとする山地は、市街地から望む良好な自然景観として保全するとともに、町民や本町を訪れた人々が自然と親しむ空間として活用を図ることとしております。

②河川環境の整備として、一関遊水地事業により整備されている北上川は、水質と生態系の維持に努めながら、町民の憩いの場としても活用を図ります。また、北上川に流入する太田川、衣川においても関係機関と連携して緑地・水辺空間の保全・創出を図ります。

③歴史文化遺産と緑の調和として、訪れる人々が豊かな自然環境の中で歴史・文化・観光体験ができるように、中尊寺や毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山及び柳之御所遺跡、達谷窟などの歴史文化遺産を囲む貴重な緑地空間の保全、創出を図ります。

個別資産ごとに策定されている「保存活用計画」に基づいて、資産の保全・整備並びに活用につとめ、「平泉の文化遺産」を尊重したまちづくりを推進してまいります。

④豊かな農業環境の保全として、北上川や太田川などに沿って広がる農地は、本町固有の郷土景観であり、町民の身近な緑の景観として親しまれていることから、都市的土地区画整理事業と調和を図りながら保全に努めます。

日本農業遺産に認定された東稻山麓地域に属する長島地区においては、「日本農業遺産保全計画」に基づき保全を図ります。日本農業遺産の普及・啓蒙活動を通して農業従事者や関係人口の創出による移住促進を目指し、農業環境の保全を図ります。

⑤堤防及び道路における緑の創出として、堤防及び道路の盛土全体を包み込む緑地空間を開けた機関と連携して維持しながら、水辺等の環境を活かした広域的な交流を育む緑の空間の整備を図ります。

⑥市街地内の身近な緑の創出として、衣川以北の北部地域、中心市街地を形成する中部地域、太田川以南の南部地域の既成市街地や平泉スマートインターチェンジ周辺において、公園・緑地等身近な緑の創出を図り、平常時は日常の憩いの場として活用し、緊急時には避難場所や災害時の拠点として活用できるよう空間の整備を図ります。

28ページをお開きください。

(2) 抱点と連携軸の配置として、活力ある都市生活を将来にわたって支え、各抱点間の機能が連携することによるさらなる活性化を図るため、連携軸によるネットワークを位置づけております。

抱点の位置づけについては、①中心抱点として、役場、学習交流施設エピカ、保健センターなど町の中枢となるゾーンを位置づけております。

②交流抱点として、平泉駅周辺と平泉スマートインターチェンジ周辺を町民と周辺住民、観光客が交わる交流抱点として位置づけ、歴史の町の玄関口にふさわしい抱点づくりを推進してまいります。

③産業抱点として、瀬原工業団地と高田前工業団地を産業抱点に位置づけ、円滑な産業活動を支えるため、広域交通網のネットワーク維持を推進してまいります。

④歴史・文化・観光抱点として、中尊寺等歴史文化遺産と追加登録を目指す柳之御所遺跡等を抱点として位置づけ、平安時代の都市景観も参考にしながら歴史的趣のある雰囲気づくりを行ってまいります。また、周辺部には連携して歴史・文化・観光体験の質を向上させるような商業施設、観光サービス施設などの誘導を図ってまいります。

⑤生活抱点として、太田川以南の南部地域における地域活動と生活の中心となる生活抱点を維持し、地域住民にとって利便性の高い商業及び生活関連サービスの施設等の集積を図ることとしております。

また、長島地区の地域活動の中心となる施設が集積したエリアを生活抱点として位置づけ、維持を推進してまいります。

29ページです。

連携軸として、都市の交通軸、観光回遊の環、自然環境交流軸の3つで構成しております。

31ページです。

都市全体構想についてです。

都市全体構想は、土地利用の基本方針、交通施設整備の基本方針、公園・緑地整備の基本方針、河川・上下水道整備の基本方針、都市防災の基本方針、景観形成の基本方針の6つから構成しております。

(1) 土地利用の基本方針として、本町の将来像の実現を目指すため、住民アンケート調査や住民懇談会などによる住民意向、第6次平泉町総合計画などを総合し、土地利用の基本方針を定め、計画的な土地利用を推進してまいります。

(2) 土地利用の類型と配置方針として、本町の目指す土地利用を9種類に区分し、適切な運用及び誘導を図ってまいります。

個々の配置方針についてご説明いたします。

32ページです。

①住宅地については、歴史的景観と調和した快適な住環境の維持を図るとともに市街地整備や民間による住宅建設の促進等により、若者や退職者の定住抱点となる良好な住宅・住宅地づくりを推進してまいります。

②中心商業地については、リノベーション等による空き家・空き店舗の有効活用、空き地の活用を図り、商業、宿泊などの観光関連サービス施設等を誘導し、賑わいあふれるゾーンの形成とともに、快適な買い物や飲食店等レクリエーション空間の形成を図ってまいります。

③広域交流ゾーンについては、道の駅平泉、県立平泉世界遺産ガイダンスセンター、文化遺産センター及び北上川河畔の水辺プラザを中心に、広域的な交流の場となる学習施設、多目的広場、眺望施設、駐車場、緑地・親水空間、防災ステーション等各種機能を総合した施設を維持してまいります。

平泉スマートインターチェンジ南側ゾーンについても、平泉町への重要な玄関口の1つに隣接する場所であることから、町民や観光客の交流拠点となるよう施設等の誘致を進め、あわせて雇用の場の創出を推進してまいります。

④沿道利用地については、自動車利用の利便性を活かした商業・業務、自動車関連サービス、飲食等の施設の誘導を推進してまいります。

⑤工業地としては、高田前工業団地や瀬原工業団地については、東北自動車道平泉前沢インターチェンジや平泉スマートインターチェンジ、平泉バイパス等との円滑な接続を維持してまいります。

既存工業地の自然環境や景観との調和を維持しながら、必要な工業用地の確保を図り、本町の産業の更なる活性化を目指してまいります。

33ページをお開きください。

⑥住工複合地として、工場敷地内の緑地促進と工場の配置や意匠の検討により、工場の生産環境と住環境、歴史的景観環境の調和を維持します。また、商業及び生活関連サービス施設等を誘導し、南部地域の活動と生活の中心となるゾーンの形成を図ってまいります。

⑦文化・歴史環境ゾーンとして、中尊寺、毛越寺をはじめとする歴史資源に恵まれたゾーンは平安時代の都市景観も参考にしながら周辺の自然と調和した観光地としての計画的な整備を推進してまいります。また、本町の風致上重要な役割を果たしている歴史資源を囲む森林などはその自然環境の保全に努め、観光地としてのみならず町民の日常の安らぎの場となるようレクリエーション機能としての活用を推進してまいります。

⑧農業地域として、都市的土地利用による農業振興地域の見直しを進めるとともに、食料の安定的な供給の確保や農業の持続的な発展と農村の振興に向けて、優良農地の保全や遊休農地の活用、集落環境の整備を推進してまいります。

⑨森林地域として、国土保全や水源かん養、野生動物の生息環境、木材生産などの多様な機能を総合的に発揮させるため、森林ゾーンの保全を図るとともに、町民や観光客が森林に親しむ場や機会づくりを推進してまいります。

35ページをお開きください。

2、交通施設整備の基本方針として、広域的な交流や産業の活性化を促進する発展的な土地利用を支えるため、主要幹線道路等にアクセスする町内道路網の整備や維持を図るとともに地域公共交通体系の整備を検討してまいります。

また、車、自転車、人や環境にも優しい交通環境を実現するために、歩行者道、自転車道、車道等のネットワークや構造等を総合的に検討し、高齢の方や障がいのある方にとっても利用しやすい安全で快適な交通環境の形成を推進してまいります。

40ページ、3、公園・緑地整備の基本方針として、公園や緑化は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊びの場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設ですが、子どもたちが安心して遊べる身近な公園や世界遺産の町として観光客がゆっくりと時間を過ごし、平泉の良さを実感できる公園・緑地・水辺の整備状況は十分とはいはず、市街地や集落内における身近な公園・緑地等の充実を図る必要があり、今後とも歴史的景観を守り、うるおいのある生活環境の整備と観光地として魅力を高めるため、公園や緑地、広場の整備・充実を図ってまいります。

42ページをお開きください。

4、河川・上下水道の基本方針についてです。

初めに、河川整備の基本方針として、本町の中央部を南北に流れる北上川や、北上川に流入する太田川、衣川の維持に努め、中小河川でも河道掘削等の維持に努めてまいります。

北上川の平泉地区水辺プラザは、親水公園やイベント広場など交流・連携の拠点として期待されており、地域での利用と自主的な維持管理を支援促進してまいります。

上水道整備の基本方針としましては、建設の時代から水道施設の維持管理や改築や更新の時代へと移行していることから、今後、更新需要が増加するため、建設事業計画に基づき、浄水場、配水池及び老朽管の更新及び耐震化を、下水道整備の基本方針としましては、磐井川流域関連平泉町公共下水道事業、長島中央地区農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業の3事業により公共用水域の水質保全に努めてまいります。

引き続き計画的な整備促進を図るとともに未加入の加入促進、下水道施設の適正な維持管理に努めてまいります。

44ページ、都市防災の基本方針としては、町、関連機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立していくため、「地域防災計画」に基づいて、災害に強い都市づくりを目指して推進してまいります。

47ページです。

景観形成の基本方針についてですが、当町は、仏教寺院や浄土庭園などの遺跡群が周辺の自然環境と一体となり、浄土の思想を表す貴重な文化的景観を誇る町です。「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」、「平泉町屋外広告物条例」、「平泉町景観計画」等に基づき、貴重な歴史的景観に配慮したまち並み整備を町民と一緒に進め、平泉の歴史と調和した景観形成に積極的に取り組んでまいります。

今後も引き続き観光地としての魅力向上を図り、景観計画の時代変化に合わせた見直し等を実施しながら、町民の誇りと愛着が育まれ、町と町民が一体となって貴重な史跡とそれを取り巻く歴史的景観を守ることができるまちづくりを目指してまいります。

48ページです。

続いて、第4章、中心市街地の構想について。

中心市街地のまちづくりの方針として、「暮らす人も訪れる人も安全・安心・快適に過ごせる庭園都市づくり」を目指すイメージとして設定いたしました。

目指すイメージを達成するため、（1）町民が安全・安心・快適に暮らすことができる居住環境の維持、（2）観光客が安全・安心・快適に巡ることができる回遊路の整備、（3）世界遺産資産の公園化と用途地域の見直しの3つから構成してまいります。

49ページです。

2、重点まちづくり事業として、経済状況の変化により、本町の財政事情は引き続き厳しくなることが想定されるため、町民の協力と共に、整備の優先順位の設定や財源などの調整により、重点的かつより効果的なまちづくりを進める必要があります。

また、公園などの基幹的な整備を進めるにあたっては、地区計画などによる緑や景観などの誘導的な都市づくりの組み合わせを検討し、総合的な都市づくりを推進してまいります。

51ページをお開きください。

まちづくりの実現に向けて、実現化への考え方として、（1）協働によるまちづくりの推進、（2）土地利用の誘導、（3）選択と集中による事業の推進、（4）庁内関係各課、周辺市町村、県、国等との連携、（5）計画の管理と見直しの5つから構成しております。

続いて、52ページ、協働によるまちづくりの進め方についてですが、（1）協働によるまちづくり、（2）まちづくりを支える組織と仕組みづくり、（3）まちづくりのリーダーとなる人づくりへの支援への3つから構成しております。

以上が、平泉町都市計画マスタープランの内容になります。

平泉町都市計画マスタープランの策定に当たりましては、各関係課からのヒアリング等を通して、庁内合意を図るとともに、外部委員会であります平泉町都市計画審議会を計3回開催し、ご審議をいただいたところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

2番、千葉多嘉男です。

それでは、マスタープランの別冊の関係で質問させていただきます。

31ページ、第3章の都市全体構想、1、土地利用の基本方針、（1）土地利用の基本的な方針、②、下段のほうになりますが、自然環境の計画的な保全と活用というところで、北上川及び流域の自然を保全するとともに、町民、来訪者の交流を育む環境としての活用を図りますとしておりますが、具体的な活用内容について伺います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

例えば、北上川の管理用通路を利用したウォーキングイベントや道の駅やガイダンスセンターと併せて周遊する企画等、北上川に親しみを持てるような活用を図りたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

次、42ページになりますが、4番の河川・上下水道整備の基本方針、（1）河川整備の基本方針、②、上段になりますが、河川整備の整備方針の中で、北上川の平泉地区水辺プラザは、親水公園やイベント広場など交流・連携の拠点として期待されており、地域での利用と自主的な維持管理を支援促進しますと書いておりますが、これについて、具体的な内容についてお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

現在、町民農園が開設されており、使用者は収穫祭も行っているため、交流の場となつていると認識しているところです。

また、東稻山麓が日本農業遺産に認定され、川側からの農業景観を感じることができる等、状況の変化による交流を想定しているところです。

議 長（高橋拓生君）

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

2点目ですが、地域での利用活用については、今後は行政区や各種団体等が様々行事等で利用できるようになるのか、これについて伺います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

現状では草刈りによる広場を管理している状況でございますが、今後、町民や各種団体がイベント広場として活用できるよう検討していきたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

1番、小埜寺享です。

まず、別冊の27ページ、3の将来の都市構造の（1）都市環境の骨格の中の④番でございます。豊かな農業環境の保全の文中に、日本農業遺産の普及・啓蒙活動を通じて農業従事者や関

係人口の創出による移住促進を目指すとあるわけですけれども、その促進に向けた具体的な体制や対応策があれば教えていただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

日本農業遺産の取り組みでございますけれども、県、一関市、奥州市、平泉町、それから関係団体等で構成する東稻山麓地域農業遺産推進協議会が取り組みを中心的に行っているわけでございますけれども、現在までですと、シンポジウムですか出前講座によるPR活動をしておりましたけれども、そのほかに、関係人口の創出という面であれば、例えば、いろんな方々が参加できる地域勉強会のほうの開催もされておりますし、それから、昨年度、地域おこし協力隊にフットパスというような企画をしていただきまして、そういう面で、関係人口の創出というふうに取り組まれているというような状況でございます。また、令和7年度におきましては、旅行業者が企画したモニターツアーというものを予定しておりますので、そういう面で、関係人口の創出といった面では取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

それでは、次なのですけれども、第3章の1番、土地利用の基本方針の（2）土地利用の類型と配置方針の33ページ⑧番になります。農業地域の文中に、農業振興地域の見直しを進めるというふうにあるのですが、農業振興地域整備計画書も令和8年度には見直しになると思われるのですけれども、令和3年度に見直された計画書の農用地等の保全計画の中には、今後も耕作放棄地が発生しないように体制の整備を図る必要性をうたいながらも、特に山間部においては、現状は増加傾向にあります。さらなる保全対策、維持管理強化に向けた計画書の見直しが必要と思われるのですが、見解をお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

耕作放棄地につきましては、課題であるというふうに認識しております。

昨年度末に策定しました地域計画、それから目標地図についても、今後、誰が農地を担っていくかという地図を作ったわけですけれども、未定というか、決まっていないという部分も多くありますし、その部分につきましては、引き続き、今年度も座談会を開催したいというふうに考えておりますけれども、そういう話合いを持って、地域の皆様方と一緒にになって話合いを進めて、どのように対応していくかというふうに取り組んでいきたいと思っておりますし、農業振興地域整備計画につきましても、そういう面も組み入れて見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

次なのですけれども、ページの38ページ、道路ネットワークの構成の中の「その他の幹線道路」というふうにあるのですけれども、その他というのはどういう観点なのか教えていただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

その他の幹線道路の位置づけということですけれども、幹線道路で都市計画区域と周辺地域を連携する道路を位置づけております。

議 長（高橋拓生君）

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

そうすると、特に長坂東稻前沢線というのは、万が一、相川平泉線が水害起こった場合は通行止めになって、長島地域と交流ができなくなる、通行ができなくなるということで、何となくその他というふうになると、優先順位がかなり下がっているのかなというふうに思うのですけれども、例えば、その他という名前を取るということはできないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

都市計画マスタープランの道路ネットワークの構成は、中心市街地と生活拠点を結ぶ都市計画の観点から軸を設定しております。一般県道長坂東稻前沢線は、中心市街地と接続していないために、その他の幹線道路の位置づけとなってるところです。

その他の幹線道路だからといって、重要道の順位が低いということではございません。水害と災害時はどちらも重要な幹線道路でしたので、維持を図る旨の記載をしているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

それでは、4つ目なのですけれども、ページの40ページ、3番の公園・緑地整備の基本方針の中で、公園は以前より保護者のほうから要望がかなりある事項でございます。遊具のある公園整備の構想はあるのか、見解をお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

都市計画マスタープランは長期的な視点に立った基本的な方針であるため、個別の計画については、今後検討していくことになります。

公園整備については、今現在、どこに設置するといった具体的な構想はございませんので、今後検討していくことになります。

議 長（高橋拓生君）

ほかに。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

第5章のまちづくりの実現に向けて。

議 長（高橋拓生君）

ページ数をお願いします。

11番（升沢博子君）

51ページになります。第5章、まちづくりの実現に向けてのところで、協働によるまちづくりの推進をここの中でうたっております。人口減少、高齢化により、集落やボランティア団体、NPO法人などの弱体化が課題となっております。計画の中では、まちづくりを支える組織と仕組みづくり、そして人づくりの支援を積極的に行うとしております。

今、課長からの答弁にもありました、上位計画である総合的な計画ということは承知しておりますけれども、この中で、P D C Aサイクルによる進捗管理を行うというところもあると思うのですが、具体的な目標値を定めて取り組むということはあるのでしょうか。20年という長いスパンの計画の中で、どのように見直していくのかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

都市計画マスタープランは基本的な方針を定めたものですので、それぞれの基本的な方針をP D C Aサイクルで確認し進めていくこととしておりますが、大まかな方針を設定しているため、目標値は定めておりません。基本方針に沿っているかどうかを把握することができると想いますので、目標値を定めなくても管理できるというふうに考えているところです。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

同じ、やはりまちづくりの実現に向けての中なのですが、計画策定に当たって、住民や中学生からのアンケート、また、住民懇談会によって得られた意見、その中の課題というのは、この計画の中に十分に生かされているのでしょうか、お伺いします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

別冊の23ページから25ページに、アンケート結果や住民懇談会の意見をまとめて記載してございます。

これらのまとめた意見から町の課題を抽出し基本目標を定めておりますので、意見、課題は十分生かされていると考えております。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

それでは、もう一つなのですが、先ほどの課長のお話にもありましたように、こういう計画は、町民がまちづくりに理解を深めるためのものだというお話しがありました。この計画は、今後の当町の都市づくり、まちづくりの指針となるものと理解をしておりますが、今後、町民にどのように周知、理解、情報を共有していくのかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

周知等につきましては、ホームページで公表を考えております。ボリュームが多いため、概要版も併せてホームページに掲載したいと考えているところです。また、広報でも周知を図りたいと考えております。

アンケート調査を行いました中学生も、タブレット端末で見ていただけるようにお知らせをしたいと考えているところです。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

計画は、そこからが出発点だと思いますので、ほかの自治体でもこういった大きな計画ではあっても、やはり町民に分かりやすく説明というか、身近な計画として理解していただくような工夫が見られるようですので、ぜひ町民が共有できる身近なものとして、答弁にありましたように、中学生にも分かる、そういった理解をしていただく方法を取っていただくようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、議案第32号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書7ページをお開き願います。

議案第32号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業実施に必要な予算措置を図るほか、令和7年度の人事異動に伴う職員の給料など人件費の予算調整を行うため、提案させていただくものでございます。

議案書8ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税、2項固定資産税205万2,000円の減。これは現年課税分でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金2,230万5,000円。これには物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

15款県支出金、3項委託金72万1,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金518万6,000円。これにはふるさと応援寄附基金繰入金430万円が含まれております。歳入合計補正額2,616万円でございます。

議案書9ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費107万6,000円。

2款総務費1,037万1,000円の減、1項総務管理費1,228万5,000円の減。これには地域活力推進費の農地費及び道路維持費への予算組替えに伴う500万円の減額が含まれております。2項徴税費122万8,000円、5項統計調査費68万6,000円。

3 款民生費1,217万9,000円、1項社会福祉費1,249万1,000円。これには定額減税補足給付金不足額給付2,000万円が含まれております。2項児童福祉費31万2,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費694万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費494万1,000円。これには6次産業化促進支援事業補助金350万円、農業用施設維持工事費（地域課題事業分）250万円が含まれております。

7款商工費、1項商工費54万2,000円の減。

8款土木費514万5,000円、1項土木管理費356万4,000円、2項道路橋梁費291万3,000円。これには町道補修工事費（地域課題事業分）250万円が含まれております。5項住宅費133万2,000円の減。

10款教育費679万7,000円、1項教育総務費350万6,000円、2項小学校費37万6,000円。4項幼稚園費21万3,000円の減。5項社会教育費312万8,000円。これには木造不動明王坐像保存修理補助金125万円が含まれております。

10ページをお開き願います。

12款公債費、1項公債費9,000円の減。歳出合計補正額2,616万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、小埜寺享議員。

1番（小埜寺享君）

14ページになります。

14ページの2款総務費の1項総務管理費、11目地域活力推進費のマイナス500万円なしきれども、たった2か月で補修等の工事費がなくなるというはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

地域活力推進費の500万円につきましては、それぞれ、農業施設の工事と道路維持の工事に予算を組替えているということでございますので、具体的に申し上げますと、20ページの5目農地費の農業用施設維持工事費、そして22ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の250万円、町道補修工事費、こちらのほうに予算を組替えて、それぞれ対象となる路線といいますか、箇所の工事を行ってまいりというような内容でございます。

議 長（高橋拓生君）

ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時54分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

20ページです。農業の関係で、農業機械の営農継続農業機械支援事業について伺いたいと思います。

それで、今年度たしか100万円、それまでより当初予算で多くなって、この補正が成立しますと400万円になると思います。昨年は多分395万円余の決算となったと思います。非常に好調といいますか、歓迎もされ喜ばれていると思うのですけれども、今年度のこの300万円のところの利用状況、機械の種類何度か聞いていますけれども、その辺の状況と、申込み状況なども関連すると思いますのでお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在までの執行状況ですけれども、16件の申込みがありまして、予算の残額が8万円弱というような状況でございます。

それから、購入されている機械、大半がモア、草刈り機械が大半。ただ、そのほかにもトラクターですか、田植機、コンバインなどの購入もございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

今年も父親の代に買った草刈り機が故障した、どうしようという話も私も聞いたりして、いつ壊れるか分からないという状況もある中で、非常に、こういうふうに補正も組んでもらえば、そういう部分に対応できるのかなというふうに思いますので、本当に良かったなというふうに歓迎したいと思います。

それで、そうすると、平成6年度決算の部分、さっき390万円余りと言ったのですが、多分、そうすると間もなくいっぱいになるということだと思うのですが、なかなか大変なことなのですが、今後この辺がまたすぐなくなったりするのかなと思うのですが、その先のほうは何か考えているのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

今年度もトータルで400万円というような予算になる予定でございますけれども、いずれ過去2年も年間予算400万円というところでやってきておりますので、今年度についても400万円が限度かなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

24ページ、教育費の1項3目教育振興費の中の18節負担金補助及び交付金ですが、部活動地域移行支援補助金ということで15万4,000円、この中身についてお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

24ページ、教育振興費の負担金補助及び交付金の部活動地域移行支援補助金でございます。

当町におきましては、中学校の部活動の地域移行に今現在取り組んでございます。

それで、令和7年度から段階的に今後進めていくわけですが、まずは、休日の部活動から地域移行というところで進めていこうということでございますが、その休日の部活動以外にも、今、夜間18時以降に父母会練習といったようなものも各部で行われているところで、そういうふた父母会練習につきましても、今後、地域移行といった形で取り組んでいこうと今検討している状況でございます。

現在、部活動自体が16時30分まで行われて、その後の保護者会練習が、ほとんどの室内の部活動が18時から開始されるというような状況になってございます。16時半から18時までの間の、中学校の生徒におきましては、帰宅または公共施設等で待機になりますが、この時間帯における生徒の安全確保が喫緊の課題となっているということで、中学校や育成会等もこれまでいろいろ検討てきて、こういった課題があるというようなところでございました。

先月の5月にも、大阪の小学校でも、やはり下校中の複数の児童が車両と接触事故に遭い、重傷を負うというような痛ましい事案が発生したというような状況もございます。

当町の部活動の地域移行につきましては、生徒の多様なスポーツ・文化活動の活動の機会を確保する上で重要な取り組みではございますが、一方で、そういうふた活動場所への移動や活動時間外の生徒の安全管理は大きな課題となっている状況でございまして、先ほども申したとおり、特にその部活動の終了から保護者会練習までの間の時間につきましては、生徒が学校または保護者からの管理下を離れ、不測の事態に遭遇するといったようなリスクが高まる可能性が十分あるところでございます。

このような状況を踏まえ、生徒の安全を確保するため、16時30分から18時までの部活動終了後から保護者会練習の開始までの間、生徒が安全に待機する場所を学校の施設内のように確保することが必要ではないかと今のところ考えてございまして、こちらにつきましては、その安

全確保のため、スポーツ協会が平中文化スポーツクラブというものを立上げましたので、その時間帯の見守り活動といいますか、そちらをスポーツ協会で受託が可能だというところもございました。中学校には平泉中学校文化スポーツ育成会というものがございますので、事業主体がそちらの育成会となりまして、事業自体はそのスポーツ協会が受託する形になりますので、その見守り活動の委託に要する経費の一部について、町として、経費に係る2分の1を補助するといった内容となってございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

新たに立ち上げた平中文化スポーツクラブというところに委託をするという、その2分の1を補助するのだということで、今後、継続的に、今6月ですから、来年度からという形になると、今回の支援だけでは済まないところも出てくるのでしょうか。

それから、スポーツ協会の人員体制も大丈夫かという危惧、心配もありますので、今回は十何万円という支援ですが、今後継続して支援していく予定もあるのかをお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

平泉中学校の地域部活動に対する補助と支援でございますが、先日の一般質問でも答弁はいたしましたが、今後、文部科学省でこの部活動の地域移行に関する費用負担について、ある程度の目安を夏頃に示すといったような形もございますので、そういった国の動向を注視しながら、今後、地域移行に向けて検討協議会もこれから設置いたしますので、その中でどういった課題があるかというようなところを整理しながら、町としてどういった支援できるかを今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

17ページの12節委託料のシステム改修業務委託料27万1,000円、その下の医療費給付システム改修委託料、これ同じ部門だと思うのですけれども、この医療費の中身は何でしょうか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

17ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の委託料の医療費給付システム改修委託料41万6,000円の部分でございますけれども、こちらにつきましては、今年の8月か

ら重度医療の適用が拡大ということで、精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象になるというところで、その対応のためのシステム改修というような内容になってございます。

議 長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

はい、分かりました。

それでは、次に、25ページの10款2項1目学校管理費の中の17節備品購入費で、42万9,000円の詳細をお願いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

25ページの学校管理費の17節の備品購入費の学校備品購入費の内容でございます。

こちらにつきましては、長島小学校の拡大コピー機なのですが、これが平成27年度頃に購入したわけなのですが、その拡大コピー機が故障して、現在拡大コピーができないといったような状況でございます。

そのため、授業等で使用する資料の作成に支障を来たしており、今現在、掲示物の作成につきましては、A3の用紙を貼り合わせて対応しているといったような状況でございます。

この拡大コピーにつきましては、学校におきましては非常に使用頻度が高いといったようなところでございまして、特に年度初めなどとありますと、例えば学年の目標であったり、注意事項、あとは行事日程表などの掲示物に多く使用されているというようなところでございますし、授業におきましては、単元ごとに学びの流れといったようなものもやっぱり掲示して、教材としても活用されているというようなところでございます。また、教員におかれましても、確認したところ、やはり2日に一度の割合で拡大コピーを使用しているというような状況もございまして、日常的な教育活動に必要な機器となっているというようなところでございますので、こちらの故障による更新になります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

20ページの14節農業用施設維持工事費と22ページの14節町道補修工事費、どちらも地域課題事業として行われようとしているものですが、このことに関連してお伺いします。

冒頭申し上げておきたいというふうに思いますと、私はこの2つの地域課題の補正について反対をするのではありません。そういう立場からの質疑ではないということをご理解いただきたいと思います。

私が言いたいのは、いわゆる地域活力推進費として年総額1,000万円、これを投入するという

事業種目といいますか、本来あるべき地域課題事業として対応する事業内容、これが非常に曖昧なことをしているのではないかというふうに私は思うのであります。

平成28年に、私は議会議員としてこの議場で発言する機会を与えていただきましてから、この地域活力推進費の振替に伴う地域課題対応事業について、都合8回の質疑を行わせていただきました。その中では3人の総務課長が代わられました。あるいは、青木町長とも質疑をさせていただいたわけでございますが、例えば一つの議論経過として、地域活力推進費を振替で実施をする事業については、当初から各課の予算措置で実施する事業に振り分けることも必要なだと、こういう答弁がされているわけですね。

そして、例えば今回の農業用施設維持工事費で言えば、これまでも行われてきましたけれども、なぜこれを地域課題事業でやるのだということを伺うと、緊急性が高いと。この緊急性の理由というのは何かというと、災害等が発生した場合に水害が起きると、こういう理由づけをしているわけですよ。

そんな議論経過があっただけに、本来そういう災害等の発生が予想されるものであれば、担当する所管課の当初予算できつかりと措置をしていくということが必要ではないかと、こういう主張もさせていただきました。

それに対して、皆さんがあえられてきたのは、大変多くある地域課題、各地域行政区からの要望に対して、処理するのにそれぞれ優先順位をつけてやっているけれども、私が指摘したようなことを受けて、要望されているその地域課題に対して、所管課と一緒に現地を確認して、その上で当初予算で実施をするものというふうに区分けをしたいと、このように答えてきているわけですが、伺いたいのは、この平成28年以降の8回の議論の中で皆さんがあえられた内容、事柄が、どのように検討されて現在に至っているのか。そして、なぜこの20ページにある農業用施設維持工事費が、あるいは22ページの町道補修工事費が、地域課題として今回実施をされるのか。まず、このことをお伺いしたい。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

議員のご質問につきましては、地域課題事業で行うべき事業と、それから通常の施設、それぞれ農業用施設、道路維持に係る施設の補修費のその予算のすみ分け、この考え方については、これまでご質問いただいて、内部検討をし対応してきたということで申し上げますと、まず、この地域課題対応事業については、やはり地域の声を直接反映させるということで、地域特有の課題ということがまずございますから、町全体でその維持補修を行う際の優先順位からすれば、そう高くないものも、地域の中での課題を解決するために緊急的に行なっているというような状況の中で、それであってもその事業を通常の予算措置していないのではないかというご指摘だと思うのですけれども、これにつきましては、やはり改善方法としては、日常的な施設整備の点検を踏まえてのこの道路維持費あるいは農業用施設の維持費等に予算を計上していくということではございますけれども、地域課題事業そのものが、道路維持費とかそういう部

分だけではなく、今回、予算計上は、そういう施設の工事費ですが、それ以外にも要望がございまして、それはある程度予算を優先的に執行していくというのが、大体この土木工事費関係になってきているのですけれども、そういうことからしますと、今年度において予算を措置しているものについては、計画的に当初より維持補修を行うべきものを計上はしているということですが、そのすみ分けについて、まだまだ不十分だという点はあろうかと思います。

つまりは、道路維持とか施設の維持補修に係る予算というものを、この工事が終われば、やはり生活の改善であったり、安全性が向上するといったようなことと、それからそれに係る予算、財政負担、これのバランスをやはり考慮するということが必要になってきますので、まずは、地域で上げられたものについては、その地域課題対応事業で行っていくというような方向性について、行政区長の皆様を中心に地区から理解をいただきながら進めてきておりましたので、先ほど申し上げたとおり、端的に予算執行という部分で言うと、農業用施設経費については100万円にも行っていないというような部分ですから、確かにおっしゃられるとおり、当初から見られないのかというようなことはあるのですけれども、そういったことについては、もうちょっと精査していく必要があるというようなことでございますが、これまでの取り組みとしては、やはりご指摘の視点を踏まえての検討をそれぞれ、現課である建設水道課と共通認識を持って、改善すべきところは改善してきたつもりではございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に苦しい答弁をされているなというふうに思うのですが、私が求めているのは、今、課長言われましたように、すみ分けについての取扱いが不十分だと、このように述べられたわけですよ。それは、平成29年から私が指摘をしてきたことなのです。その都度その都度皆さんには、見直しをするとか様々なことを言っています。端的な直近のところで言えば、平成30年9月に質疑をした際には、青木町長と当時の総務課長が、この地域課題の取扱いについては、見直しきっちりしていくと、今そういう時期に来ているのだと、このように述べられているわけですよ。

昨日4時間かけて、平成29年から私がこの地域課題について質疑した議事録を全部あさってみました。課長、答弁されましたけれども、何ら検証も検討もされていないということがはっきりしているではないですか。

1つの例で申し上げますよ。例えば、長島球場の桜の木がてんぐ巣病にかかったというので、地域課題でもって伐採処理しましたよね。なぜそれが地域課題なのですか。確かに地域からの要望があったことは事実ですよ。ですが、球場という施設の管理の問題であって、それを地域課題として地域活力推進費を充当するというのは誤りだというふうに思うのです。これが一番端的な例としてあるのです。

そして、今言われた農業用施設維持工事費100万円何がだから大した問題ではないのだ、こう言われた。そういうことではないのです。農業用水路、それは誰が造ったのですか。誰が設

置したのですか。そして、どこが、誰が、維持管理をしなければならないのですか。

そもそも管理責任なり、そういうものがどちらに帰属をするのかということを明確にしていかないと、本当にたくさんある21行政区からの要望、地域の要望に、1,000万円という予算で応えていくことは難しいのです。だから、地域から出てきている課題が、毎年毎年繰り返されて継続されて、地域課題要望として出ているのです。

それに対して、当時の総務課長の菅原現副町長は、額の見直しを含めて検討すると言っているのだから。やっていないではないですか、何も。だから、どうするのですか。今課長、いみじくもすみ分けは不十分だと考えると。だったら、そのための対応策を、今まで現地を確認する所管課と、農林振興課になるのか、建設水道課になるのか分からぬけれども、その上で、地域課題の優先度として扱うのか、町の事業として予算措置を進めるのか、こういうふうにすみ分けさせると言ったではないですか。なぜ同じような答弁するのですか。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

この地域課題対応事業につきましては歴史があるわけですけれども、この1,000万円という金額、当然いろんな地域課題が様々あって、全てを実現すれば1,000万円でも足りないということになろうかと思います。

ただ、様々な各課でいろいろ事業をするのとは違って、これは地域のきめ細かい要望の対応をするということで、別枠で確保しております。

そうした中で、区長さんを通じて毎年吸い上げていく、その編成する中で、様々な事業がこの予算で実現していくわけですけれども、やはり最終的には大きな事業が残っていくわけです。そうしますと、そういったものは、この地域課題ではなくて、当初からそれぞれの予算措置をしてやろうということになって、それでやった場合もありますけれども、今現在、ずっとこの事業を続けてきた中では、金額的に全体予算の中では、優先度を見たときに、すぐに別枠でやれるかどうかというところまでは至らないものが、やはり残ってきております。そうした中で、毎年1,000万円は必ず確保していましたので、地域バランス、同じ行政区だけではなくて、公平性という観点から、それぞれの地域、いつやったかを見ながら、ここの行政区はしばらくやつていかないなという、そういったものも加味しながら決めてきております。

そうしたことでの、今回も各行政区からまた、新規のものもありますけれども、上がってきた中で精査をして、まずは500万円を2地区に町道補修工事費で配分できる事業量だなというふうなところで配分しています。

検討は、毎年しています。その中では、この地域課題事業そのものについても、前例踏襲できないのかというふうな話が出る場合もありますけれども、やはり地域の細かな要望を聞くというこの姿勢は大事にしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

地域の要望を大事していくということについては、私は何も否定するものではないのです。

今、副町長言われましたね。地域課題事業というのは、いわゆる一般会計の中でも、関係する課の事業とは別枠で地域の課題に対応するためにつくったシステムというか、事業なのですと。そのことを、そのとおり理解をしているのです、私は。

だけれども、何度もしつこく言いますけれども、過去8回の議会の議論を通じて、皆さんがこの地域課題事業に投入する工事というのですか、それについてきっちりと、本来町でやるべき事業、町が主体的にやるべき事業、そういうものを明確にするために、現地を確認して、その上で、これは町の事業としてやるよりも、地域課題としてやったほうがいいねというふうなものなどに振り分けていくと、こう答えているわけですよ。

そこで、ざっくばらんに伺いますが、その答弁したのは令和4年だから、令和4年以降に地域課題で出された内容で、現地確認をして、自主予算で実施した地域課題というのはありますか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

現在のところは、令和4年度以降に地域課題で出されたものをその通常予算で行ったということは、今までございません。

先ほど申し上げたとおり、公共事業として、公共事業といいますか、優先度の高いものを、地域課題で出された以外のものについて予算を計上してきておりますので、まずは、地域課題で出されたものを中心に、その優先度というのは、各行政区の優先度の高いもの、それを先ほど副町長答弁申し上げましたとおり、全体のバランスを見ながら決めていくというようなこの事業の仕組みについては、それぞれ行政区の皆様も理解していただいているというふうに認識しておりますし、したがいまして、優先度の高いというのは、あくまでも行政区自身の優先度ということでございますので、現に全体的に必要な優先度の高いものについては、通常予算で対応してきているというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

いずれ通常の予算でやっていないということですね。では、皆さんがあんまり答弁してきたことは履行されていないということではないですか。

課長、今いろんなこと言いましたけれども、あなた、令和6年6月13日、これに答弁されている。今後、この事業の在り方については、今申し上げたとおり、別な事業でやると言ったと

ころについては、しっかりと対応が必要であると、こう答えているではないですか。矛盾ではないですか、答えていることと。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

答弁の趣旨といったしましては、主に大規模といいますか、事業費の大きい事業のことを指しているというふうに認識しております、それは道路改良事業等です。それらについては、地域課題から別な事業に振り替えて、すみ分けを行って対応してきているというところです。

維持補修等の考え方について、地域課題対応事業で行うべき予算規模については、区長会の中でも250万円程度、それより下回るような事業というところでご理解いただいて進めてきておりますので、事業のすみ分けは、全ては完了といいますか、不十分だと申し上げたのは、その辺の認識が、町全体で見たときに、本当に緊急的に必要かどうかということの判断だと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、地域課題というのは、それぞれの行政区の特有の課題であって、全体の優先度からすれば、そんなに高くなくても、それぞれの地域にとって重要な課題であるから、それを解決していくということで、それらについては、こういう進め方であるということについて、各行政区の理解を得て進めておりますので、その辺は、公共事業の在り方といったことも踏まえて、やっぱりその辺のすみ分けをしっかりと行う必要がありますが、ただ、先ほど長島球場の桜のことは、恐らく8年ぐらい前かなと思いますけれども、そういったことの改善は常にしておりまして、通常町で行うべき緊急的な対応については、別事業で実施しているというふうに、その辺は改善は行っているということでございますが、まだまだ改善は十分ではないということで、先ほど申し上げたとおりでございますので、やはり出された課題を、もう一度再点検して、別な予算ができるものは、そういうふうに振り替えていくということは必要だということで申し上げた次第でございます。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私が一番心配しているのは、非常に数の多い地域課題を、何とか早く実現をしてあげたいと、そういう思いからなのですよ。1,000万円という限られた地域活力推進費という縛りの中でやるわけですから。そうすると、本当に、本来は町の責任でやるべき工事なり事業、そういったものと同じものが地域課題として上がってきても、それを振り分けて、別の地域課題にその1,000万円の中から充当していくと、そういうシステムというか、これをつくってほしいということなのです。

この考え方の発端は、平成30年9月6日の総務課長の答弁から始まっているのです。

こう言っています。地域課題には間違いないのですが、本来であれば、一般的な当初考えていた地域課題から少しづれが生じてきているような状況になっていますと。それを今後検討していきたいのだと。この総務課長答弁を引き継いで、青木町長が、今後そういった見直しをき

ちつとしていくと、今そういう時期に来ているのだと、先ほど紹介しましたけれども。このように引き継いでいるわけです。

ですから、これ以上議論しませんけれども、私の求めているところは、先ほど言いましたように、非常に多い21行政区からの住民の要望に、1つでも、2つでも多く対応するためのすみ分け、手当、対応、現地調査を含めた、これを強く取り組んでいただくことお願いをして、私の質問は打ちやめます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

質問は終わりのようですが、一言、私からも答弁させていただきます。

今の議員がおっしゃるとおり、当初の考え的なことは全く変わっておりません。そして、私が答弁したこと、私もそのとおりだと思いますし、今もそういう思いです。

しかし、今地域懇談会をさせていただいておりますが、その中で、先ほど議員がおっしゃったように、ここは改良区の分だから、では改良区だと。これは町の分だから町の分だと。だから、これは後回しだよという部分にすみ分けできるのであれば、大変対応がスピーディーに行くと思います。先ほど議員がおっしゃるようなスタイルで地域課題を、かなりの数ありますけれども、今、地域懇談会も始まっていますけれども、同じような事柄でも、例えば、隣の行政区と同じような課題であっても、全く地域にとっての優先度が違うわけですよね。ですから、そういうところにしっかりと目を向けてやっていこうというのが、今回の地域課題についてのこの予算計上で進んできたということは、まずご理解いただきたいと思います。

竹を割ったように、これは違いますよと、こういうふうな形にはやれないというのも、なかなかそこにメスを入れていけないというのも事実であります。

前は区長会も、マイクロバスで移動して地域の課題を皆さんで見ていただいて、そして、いや、うちのほうも急ぐけれども、長島のここがやっぱり先にやってほしいなということをやられて、そしてその中間ですね、今、やっていませんけれども、実は、あと町に任せるから、来年からはみんなで見て歩かなくとも、あとお任せだと、その趣旨に沿ってやっていただければという、そういう時代もありました。

しかし、最近、やはりいろんなケースがありますので、区長の方々も、今回また新しくなりましたので、各地域の課題をみんなで見て歩きながら、さらにその事業を地域課題の趣旨のように進める方法も、また皆さんとも相談していきたいという、お話していきたいということも、実は先日の区長会でもお話しさせていただいた経過があります。

いずれ、そういうことも踏まえながら、今後さらにこの予算を最大限に活用して、地域の課題にしっかりと向き合ってまいりますので、その辺のご理解は賜りたいというふうに思っております。

ぜひ、議会の皆様からも、しっかりとご支援を引き続き賜れば、またこの地域の様々な課題に向けて進めると確信いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいいたしたいと思いま

す。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第3、発議第4号、消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

発議第4号。

令和7年6月12日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、三枚山光裕。

賛成者、高橋伸二議員、小塙寺享議員、阿部圭二議員、千葉多嘉男議員です。

消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書（案）の内容についてです。

急激な物価高騰が国民生活に悪影響を及ぼしており、全国の4月の消費者物価指数は前年同月比プラス3.6%の111.5となり、「消費税23%並み」の高物価が国民生活を圧迫しています。

他方、実質賃金は昨年度まで3年連続で前年度比マイナスとなり、賃上げが物価高騰に追いついていない状況が続いている。個人消費が冷え込む上に米国の関税措置が実施され、日本経済の先行きへの不安も広がっています。

物価高騰対策やトランプ政権の関税措置を受けて、消費税減税についての世論調査では68%が賛成と答えています。

同時に、国民の中には、消費税を減税すれば将来に負担が先送りされる不安が存在します。消費税の減税を行うには責任ある財源を確保することが必要です。

よって政府及び国会は、消費税を緊急に減税し国民生活の負担軽減を図るとともに、国民負担増につながらない恒久的な財源の確保に努めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月12日。

岩手県平泉町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣です。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

7番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

私は、この意見書を提出するに反対の立場から討論に参加します。

消費税の減税については、この夏に行われます参議院選挙に向けて、その在り方をめぐる与野党の議論が活発化しておるさなかであります。米を含む食料品などの価格高騰は深刻であります。賃上げが広がってきたとはいえ、物価高には追いついていなく、各党が国民の暮らしを守るための施策を競い合うのは当然の流れであると思います。

ただし、消費税率の変更には吟味が必要であります。消費税は社会保障を支える基幹税であり、減税を訴えるのであれば、併せて財源などで納得できる説明が求められるわけであります。野党各党の主張は十分と言えるものではありません。消費税の減税策には、期限付で食料品の税率をゼロにする立憲民主党、日本維新の会の案や、時限的に税率を一律5%にする国民民主党案などがあります。また、その他、そもそも消費税をなくせという党もあります。財源

は大変重要であります。社会保障費は、現状でも消費税収だけでは賄えないほど巨額であります。代替財源もないままの減税は避けるべきなのに、その具体案は出てまいりません。

赤字国債で補うという案もありますが、赤字国債は安定財源にはなりません。一時的な減税なので際限なく国債を発行することにはならないとしましても、期限付の減税でどこまでその政策効果を得られるのか甚だ疑問であります。減税前には買い控えも起こりますし、また、その期限が来れば増税に変わることになります。税率を元に戻すのは政治的に大変難度が高いことであり、そもそも新型コロナ禍のような危機でもないこの時期に消費税を減税する必然性はあるのか。参議院選挙を前にした国民向けのパフォーマンスであってはなりません。

家計の所得を増やすためであるならば、低所得世帯を対象とする給付金などがあります。法改正で時間を要し、高所得世帯にも恩恵が及ぶ消費税減税を行う意義をはっきりさせなければ、論議は深まり得ません。消費税は国民生活に密接に絡む税制であり、与野党ともに現実的な政策を講じる責任が問われていると思うものであります。

全国知事会が、消費税減税で丁寧な議論を国会に要請しております。なぜならば、消費税収の約4割は地方財源となり、高齢者医療や介護、子育て支援などに充てられています。減収した場合、自治体サービスの質と量を大きく低下させると懸念される、安定的な財源の確保が重要であると指摘をしております。

意見書で言われる減税とは下げるのかゼロにするのか不明であり、また、その代替財源は示さず、国で、国会で考えろというのでは、本町議会として提出しようとする意見書の内容として不十分であると思われることから、この今回の提出には及ばないと判断するものであります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、発議第4号、消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書案に賛成の立場から討論します。

総務省の取りまとめでは、今年3月の生鮮食品を除く食料の消費者物価指数は前年同月比プラス6.2%となっています。また、食料品各社が今年10月までに値上げすると公表したのは1万4,409品目となっており、昨年値上げされた品目数を既に1,800ほど上回っていると言います。

日本商工会議所では、今年の値上げ率については、正社員で4.03%だったと言います。ただ、従業員数20人以下の企業に限ると値上げ率は3.54%、小規模企業ほど値上げの環境は厳しい傾向としています。また、昨年に比べて値上げを実施できた、あるいは予定している企業は69.6%で、前年を4.7ポイント下回っています。値上げは物価高騰に追いついていません。

産経新聞社などは、4月に実施した世論調査では、消費税減税への賛否について、賛成が68%となり、反対の28%を大きく上回りました。与党、自民党支持層でも、賛成49.4%と反対

を上回っています。年代別に賛成の割合を見ると、18から29歳87%、30代72.5%、40代74.2%など、若年層ほど賛成が多い傾向が鮮明です。

消費税は、所得の低い人ほど負担割合が大きくなります。本来、税金は、負担能力に応じて課税を行う応能負担が原則です。

以上の点から、発議第4号に賛成し、議員各位の賛同をお願いし、討論とします。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書の提出に賛成の立場で討論に参加をいたしました。

今日の物価高騰が私たちの生活を圧迫している現状は、日本人の主食である米の価格高騰に表れているように、かつてなく深刻な社会問題となっております。庶民は、買物をすれば必ず消費税を納付する義務があり、事業者にとっては、消費税分を商品の価格に転嫁できなくとも課税され、時には経営が赤字であっても納税義務が生じ得ることから、物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として、消費税の税率を引き下げる減税が今急務であると言えます。

最も効果的な物価経済対策は、多くの世帯に対して最も重い税負担となっている消費税の減税であることは、全ての政権野党が、減税の資本はそれぞれ異なるものの、共通して求めていることに象徴されていると言えます。

また、消費税の減税が家計の負担を軽減するとともに、内需を活発にして景気を支えることに直結するものであることから、この減税を求める声が政権与党の中からも、食料品への課税を引下げすべきとの声もあります。こうした与党内からの減税の声が上がっていることは、マスコミなどの報道で紹介をされているとおりであります。

減税の実施に当たっての財源についても、中小企業を除く法人税率を改定以前の水準である2.8%に戻すなど、大企業や富裕層を優遇する税制を正して、応分の負担を求める税制改革を実施することにより、年間14.6兆円を確保することが可能であるとする学者や知識人の見解も公表されていることはご承知のとおりと思います。

私たち市町村議会の議会議員は、日々、住民と同じ底辺で日常生活を送り、住民の生活実態や昨今の窮状が直接私たち一人一人の耳目に入ってきます。今日の社会経済事情の中であえている住民にしっかりと寄り添うことこそが今私たち議員に課せられた責務であると考えます。政権政党におもねって消費減税に反対する声は、永田町の一部では通じても、勤労国民と庶民

には通じないことが自明の理です。

消費税減税と必要な財源を確保することは、立法府である国会でなければなし得ません。であるがゆえに、住民を代表している私たち地方議会が住民の代弁者として国に意見書を提出することは極めて必然のことであるというふうに考えます。同僚議員の皆さんのお識をもって、これを、意見書提出を採択されることを訴え、私の討論といたします。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多數）

議 長（高橋拓生君）

起立多數です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、発議第5号、コメの不足と価格高騰への対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

発議第5号。

令和7年6月12日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、高橋伸二。

賛成者、同じく、三枚山光裕、小塙寺享、阿部圭二、千葉多嘉男、氷室裕史でございます。

コメの不足と価格高騰への対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出いたします。

コメの不足と価格高騰への対策を求める意見書（案）。

コメの不足と価格高騰が国民生活に深刻な影響を与えていています。販売価格が昨年同時期の2倍にまで跳ね上がり、育ち盛りの子どもに「おかわりは我慢して」と言わざるを得ないなど、コメの価格と供給が深刻な事態となっています。

この背景にあるのが、コメ農家が激減し生産基盤が急速に崩れています。これまで農家に減反・減産を押しつけてきたことで、コメの生産量はこの10年間で135万トン減少しました。

加えて農家への所得補償を打ち切ったことが、農家減少という事態を引き起こしています。

政府は備蓄米の放出を続けていますが、今年5月以降の放出量は約61万トンで、国内の年間需要約700万トンの一部に過ぎません。5キロ2,000円で販売されたとしても大多数の小売店には届かず、民間の流通米は高騰したままになることも懸念されます。

コメを巡る現在の危機を開拓するためには、備蓄米の放出等の緊急対策と合わせ、生産基盤の強化が不可欠です。

よって政府及び国会に、下記の事項を行うことを求めます。

記

1、備蓄米を放出するとともに、各家庭や学校、医療・福祉施設への円滑な流通に責任を持つこと。原則1年内の買い戻しが必要とする条件は緩和すること。

2、コメの生産量を増やし、価格保障や農家・生産者への所得補償等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月12日。

岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

7番、真籠光幸議員。

7番（真籠光幸君）

私は、この意見書を提出することに対して反対の立場から討論をいたします。

米の高騰の主因について述べられております。

米の流通フローについてですが、JAは、農家に仮払金を支払って米を集荷し、これを年間通じて卸売業者に販売をいたします。米在庫を増減させて、市場への供給量を調整し、価格を操作するためであります。備蓄米の保管倉庫からどんな流通ルートを使えば効率的か、JAも農水省も当然分かっているのであります。

JAが卸売業者に販売する際の価格は60キロ当たり2万6,000円で、大不作で米不足となった平成の米騒動のときよりも高いものであります。今回、JAは、農家に対し、早々と今年産の米価を60キロ2万3,000円で買い上げるということを提示をしております。提示後に米価を下げ

れば、農家は翌年からJAの集荷に応じなくなり、ですので、この価格は下げられないことになります。したがって、令和7年度中にはブランド米の価格は下がりません。JAは、生産コストの高い零細な兼業農家を維持するために、高い米価の価格に努めてまいりました。

一方、農水省は、農家の営農規模を拡大させてコストを削減し、1戸当たりの所得を向上させながら、消費者に安く米を提供しようとしてまいりました。専業の大規模農家に農地を集約させるプランであります。ですが、農地の集約が進めば農家全体の戸数が減るというパラドックスが生まれることになりました。小規模兼業農家の大半が、我が国の地理的条件である中山間地帯にあり、その農地は大規模経営として農地の集約には向きであり、長い減反政策や少子化、ライフスタイルの変化などにより後継者を失い、耕作のリタイアが進み、農家数の著しい減少につながりました。我が国の米供給を支えていた中山間地域の小規模兼業農家の保護こそが重要であります。

意見書への考察をいたしますと、一つに、備蓄米の放出を求めるとしています。備蓄米は無尽蔵にあるわけではなく、その適正水準は100万トンであり、毎年20万トン買い入れ、5年間保管し、5年経過すると飼料用米等で販売することになっております。

今回の異例の放出で、全国に300か所ある、北海道や東北に多く所在しております備蓄倉庫の運営が壊滅的状況に陥っています。全国低温倉庫協同組合によれば、加盟は全国に112社あり、今回の放出作業も担っております。政府は当初、原則1年以内で買い戻す前提でしたが、原則5年以内に延長し、今回の随意契約の放出分については買い戻さないとするため、これまでのように保管料を受け取るめどが立たなくなっています。長期安定した収入がなくなり、廃業にも追い込まれる死活問題になっています。その額は月に4億6,000万円と言われ、その補償をどうするのか、結論は全く出されていません。

備蓄米放出には、こうした国民に見えない事情も存在しています。意見書で言う所得補償の打ち切りだけが農家減少の主因ではないこと、備蓄米放出で死活問題となる倉庫の事情や、また、養鶏業などの事情もあること。米の生産量を増やすのは農地の集約だけでなく、中山間地域の小規模兼業農家対策も必要であること。需用と供給のバランスで持続可能な価格設定が望まれること。令和7年産も60キロ2万3,000円を下回ることはなく、限られた備蓄米が全て放出されたとしても一時的なものであり、全体の米の販売価格に影響するほどの量ではありません。

8月には沖縄をはじめとする早場米が出荷されるのに続き、9月には今年産の米が出荷をされてまいります。品薄感の解消には徐々に向くものと思われますが、マスメディアのあおりによって過去のトイレットペーパー、または新型コロナ禍のときのマスクの品不足を招いた国民のマインドとムードが大きく影響している側面があります。

以上のことなどから、米不足と価格高騰の原因は多様であり、意見書の内容では不十分と言えます。したがって、提出には及ばないものと考えます。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

発議第5号に賛成の討論を行います。

米の値上がりは、根本的には、米生産の総量が圧倒的に足りていないことです。2023年の米の需要量705万トンに対して生産は661万トン、既におととしの時点でも44万トンも不足し、店頭から米が消える原因となったのです。民間の在庫量も適正在庫を47万トンも大きく下回り、米業者の中で集荷競争、米集めが起き、価格の高騰を引き起こしました。

米不足、小売価格の上昇傾向は昨年の春からでした。しかし、政府は、7月、米の在庫はあり、需給は逼迫しているとは考えていないと主張しました。日本農業新聞は、8月26日付で、日本共産党国会議員らが当時の坂本農林水産大臣に米不足への緊急対応を求める申し入れを行い、備蓄米の放出も求めたことを報じています。昨年の時点で備蓄米を放出していた事態は変わっていたと思います。

政府は、減反、減産を農家に押しつけてきました。2021年から22年の2年間で50万トンも減産、米農家は2000年以降の3分の1、53万戸に激減、この10年間で46万戸減、生産量では年間135万トンの減です。輸入義務がなく関税なしのミニマムアクセス米77万トンも一因です。民主党政権時代の1反歩当たり1万5,000円の所得補償が2018年に撤廃、農家から年間で1,500円以上の所得を事実上奪ってしまいました。

米の値上がりの原因を農協になすりつける議論が政府やマスコミから出ていることは看過できません。農協改革の名の下に米不足、米価格高騰の本質を隠そうとする意図があるのではと疑念を持たざるを得ません。政府が求める農協改革と、農協自身が自らの事業の改善のために行う自己改革とは別物です。改革すべきことがあるとすれば、当事者である組合員が議論し、進めるべき問題です。

東京大学の鈴木宣弘教授は、農協改革を求める企業やアメリカの要求を指摘しています。信用・共済マネー、共販を崩して農産物を安く買いたたき、共同購入を崩して生産資材価格をつり上げる。日本最大の農業ビジネスを買収したいなどです。

改革すべきは国の農業政策ではないでしょうか。令和の米騒動と言われる事態の根本解決には、減反、減産押しつけをやめること、農家に所得補償と価格保障をすることなど、農業予算を増やすこと、生産と流通に国が責任を持つことが必要だと思います。

以上のことから、発議第5号は採択されるべきです。議員の皆さんのが賛同を求め、討論いたします。

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第5、発議第6号、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会設置に関する決議を議題いたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9 番（佐藤孝悟君）

発議第6号。

令和7年6月12日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者、平泉町議会議員、大友仁子議員、升沢博子議員、三枚山光裕議員、氷室裕史議員であります。

平泉町議会議員報酬等検討特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

6ページをお開き願います。

平泉町議会議員報酬等検討特別委員会設置に関する決議（案）。

次のとおり平泉町議会議員報酬等検討特別委員会を設置するものとする。

記

1、名称、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、議員報酬等のあり方に対する調査及び検討のため。

4、委員の定数、7人。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

それでは、これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

お諮りします。

ただいま設置されました平泉町議会議員報酬等検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

平泉町議会議員報酬等検討特別委員会の委員は、1番、小塙寺享議員、3番、大友仁子議員、4番、氷室裕史議員、8番、高橋伸二議員、9番、佐藤孝悟議員、11番、升沢博子議員、12番、高橋拓生議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会の委員は、ただいま申し上げました7名の議員を選任することに決定いたしました。

平泉町議会議員報酬等検討特別委員会の委員長及び副委員長が決まっておりませんので、議長において、直ちに平泉町議会議員報酬等検討特別委員会を招集いたします。正副議長室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

14時から再開いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時58分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第6、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果について議題といたします。

平泉町議会議員報酬等検討特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果について、事務局長に報告させます。

議会事務局長（小原真弓君）

それでは、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果について報告いたします。

平泉町議会議員報酬等検討特別委員会委員長、12番、高橋拓生議員、平泉町議会議員報酬等検討特別委員会副委員長、3番、大友仁子議員。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

以上、事務局長の報告のとおり、委員長及び副委員長が選任されました。

議 長（高橋拓生君）

以上で、本定例会6月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和7年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時03分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 小塙寺 享

同 千 葉 多嘉男